

4. 不動産取得税

(1) 不動産取得税の減免制度の広報について（指摘事項）

不動産取得税については、一定の場合について減免制度が条例で定められているが、減免制度があることについて広報が不十分である。

減免の対象となる不動産の取得者は、開発業者や地方公共団体関連の公益法人が多くを占めるが、一般の個人でもその対象となることがある。

不動産の贈与が親族間で行われ、当該贈与の行われた日から概ね 1 年以内に錯誤等の登記原因により、当該贈与が抹消された場合で一定の要件を満たす場合には、不動産取得税の全額が本人からの申し出により減免される。

このような場合に、減免制度を知らなかったため、減免されないことになってしまう個人の不利益を防止するためにも、また、課税の公平性の観点からも、減免制度の周知を図ることは必要である。

例えば「県税のしおり」に減免制度について記載するなどして、広報に努めるべきである。

(2) 不動産取得税の時効について（意見）

時効により課税できない物件が、毎年発生していると推定される。

時効となる課税物件については概ね下記の二つの事例が考えられる。

i 建物の場合年 1 回各県税事務所に、市町より時効物件の書類が提出される。

この中には、不動産取得税の対象となる物件も含まれていると推定される。しかしながら、既に 5 年の時効が経過しているため、課税できていないのが現状である。

建築確認申請の必要のない小規模な未登記の建物の場合、市町がその情報を収集し、県に報告しない限り、課税の対象か否かの判断ができない。

ii 土地についても、売買等により土地の所有権の移動があっても、未登記であれば、課税が漏れてしまう可能性がある。

i については、各市町に、未登記の建物の把握について努力を促す。

ii については、県が未登記物件を把握することは非常に困難である。

しかしながら、課税の公平性という観点からは、時効による不動産取得税の課税漏れは、簡単に容認できるものではなく、時効前に把握する努力を継続する必要がある。

県においては、時効による課税の漏れが生じないように、これまで以上に努力し、課税物件の把握に努めていただきたい。

5. ゴルフ場利用税

(1) ゴルフ場（特別徴収義務者）に対する交付金について（意見）

ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対して、県は納期限内納入額の1.7%の交付金を支払っている。

その目的は、ゴルフ場利用税の特別徴収制度の適正な運用を図るとともに、ゴルフ場の徴収事務に係る負担に配慮したものと考えられる。

しかしながら、ゴルフ場利用税は利用者が負担するものであり、ゴルフ場は一時的に預かっているにすぎず、特別徴収義務者に対し、交付金を払う必要があるのか疑問を感じざるを得ない。

特別徴収事務の導入時ならともかく、広く周知され一般的に特別徴収が行われている現状では、交付基準の見直しや、交付金制度そのものについて再検討が必要である。

(2) 「ゴルフ場利用料金等変更予定届出書」の提出がない場合の更正について（指摘事項）

上記の場合において、特別徴収義務者が本来適用すべき税率よりも低い税率で申告納入していたにも関わらず更正していない。

平成26年9月のゴルフ場への訪問調査で、本来5級（800円のゴルフ場利用税）で徴収すべきところ、6級（700円）で徴収していた事実が判明した。

この結果、平成26年4月から平成26年8月までの納入額が約95万円不足であったが、平成26年9月からの改善を指導したのみで、不足税額については更正されていない。

ゴルフ場利用税の等級（税率）は、栃木県県税条例において「ゴルフ場の規模、利用料金その他の規則で定める基準により、ゴルフ場ごとに知事が定める。」と規定しており、法令解釈として、「ゴルフ場利用税の等級（税率）は、等級決定によって等級が定まることにより定まるのであって、等級決定がない以上、従前の等級によって算出される税額がゴルフ場利用税の税額となるものである。」という解釈論があるとのことであるが、不足税額を把握しながら、それに対応するすべを持たないのは、課税の公平性や公正性に反すると考えられる。

また、(1)で示した通り、特別徴収義務者であるゴルフ場に対しては、県から交付金が支払われている。

上記事例にある徴収事務が不備であったゴルフ場に対しても、交付金は支払われており、遡って更正できないという現状では、適正に事務を行っているゴルフ場との間には著しい不平等があると言わざるを得ない。

ゴルフ場利用税の等級（税率）決定について、近県と協調して法令解釈を国に協議することなども含め、今一度検討すべきである。

(3) ゴルフ場利用税の更正について（指摘事項）

① 減額更正

ゴルフ場への訪問調査の結果、非課税適用者を特例税率適用者と誤って申告していた事実を把握した。

これについては、特別徴収義務者の過大納入となっているが納税額の返還をしていない。

金額は僅少ではあるが、減額更正すべきである。

② 増額更正

ゴルフ場への訪問調査の結果、特例税率適用者を非課税適用者と誤って申告していた事実を把握した。

これについては、特別徴収事務者の過少納入となっているが指導にとどめ、更正をしていない。現状では、このように金額が僅少な場合の取扱いはない。

金額は僅少ではあるが、課税の公平性や公正性からして、不足税額を放置しておく正当な理由はなく、更正すべきである。

(4) 調査結果の通知について（指摘事項）

特別徴収義務者への調査の結果、誤った納税額を把握しているにもかかわらず、「更正又は決定若しくは決定すべきと認められない旨の通知書」を発行している。

たとえ、指導にとどめ更正処分をしなかったとしても、「更正又は決定若しくは決定すべきと認められない旨の通知書」を発行することは、今後の指導にも影響を与えることが懸念される。

(5) 調査票の記載について（指摘事項）

ゴルフ場へは3年に一度実地調査を行っているが、その際の調査票の記載に、あいまいな記述が散見される。

例えば、ゴルフ場利用税徴収簿と営業日報とに差異を発見したにもかかわらず、その理由が記載されていないために、徴収額が適正であったのか否かの判断ができない事例や、特例適用者と非課税適用者の取り違えがあったのか否かの判断に窮するような、あいまいな記述がなされていた。

調査票の記載については、第三者の的確な判断ができるよう、記載マニュアル等の整備が求められる。

(6) 調査票の統一について（意見）

ゴルフ場へ実地調査した場合に、調査票を県税事務所の担当者が作成しているが、調査票の様式が各県税事務所においてまちまちである。

記載マニュアルの整備とともに調査票の様式も統一して整備すべきである。

6. 自動車取得税・自動車税

(1) 自動車税減免の継続について（意見）

継続して減免となる者については、葉書による使用状況調査のみであり、長期間変更のない者については、改めて資料等の提出を求める必要がある場合がある。

現状では、いつから減免の対象者となったか容易に把握できず、葉書で変更がない旨の回答を得れば、自動車税は継続して減免扱いとなってしまう。

常識的に考えて、あまりにも長期間変更届けがない場合には、何らかの疑いを持つ必要があると考えられる。

税の免除については、公正な判断が求められ、慎重に取り扱う必要がある。

したがって、まずは、いつ認定され、いつ変更届けが提出されたかを把握する体制を整える必要がある。

そのうえで、長期間変更のない者については、改めて必要書類を確認する等の措置を考慮すべきである。

(2) 減免申請に必要な書類の不備について（指摘事項）

障害を理由とする減免申請を行う場合で、運転者が障害者本人でなく生計同一者である場合には、住民票の提出が必要であるが、住民票が添付されていないケースがあった。

障害者手帳の住所と運転者の免許証の住所とが一致していたため、生計同一者との推定はできるが、住民票の原本の添付が必要である。

結果的に、申請書類に不備があったにもかかわらず、減免を認めたことになってしまった。

申請受付にあたっては、さらなる注意が必要である。

(3) 自動車税減免の手続について（意見）

減免手続きがすみやかに取られていないケースが多々ある。

自動車税の減免に関する広報は、

- ① 県税のしおり
- ② 自動車税納付書に同封するパンフレット
- ③ 各市町の広報誌（春号）における広報
- ④ 各市町の福祉担当の窓口にも備え置いてもらっているパンフレット

（自動車税の減免、自動車取得税の免除制度について）

等により行っているが、減免対象者にもかかわらず、数か月あるいは数年間に渡って減免手続きを行っていないケースがあった。

県の広報が隅々まで行き渡っていれば、多くの場合、納税者の不利益が解消されたと考えられる。

県のこれまでの広報の努力は認められるが、例えば、自動車販売店にパンフレットを備え置いてもらうなど、より広報活動を強化し、すべての減免対象者が、すみやかに減免手続きを実行できるよう広報活動に努めていただきたい。

(4) 統計資料の入り繰りについて（指摘事項）

申告書を受け付けた時点では自動車税が課税されないと判断された車両について、自動車税が課税されることが後日判明し、その修正処理を行う場合、自動車税事務所の職員が修正申告書を作成し、そのデータが税務オンラインシステムへ登録される。自動車税の課税時期がシステムへの修正登録時点より一か月以上前であるケースでは、月を遡ってのシステムへの登録処理が行えないため、修正申告書上は、自動車取得税の税額の欄に自動車税の課税額を記載して、システムへのデータ登録を行っている。

自動車税は月割で賦課されるため課税時期により税額が異なるが、税務オンラインシステム上、月を遡ってその月割計算処理を行えないという制約がある。このため、ある意味止むを得ない処理であり、また個別の税額の計算も正しく行われていることから、その点では問題はない。しかしながら、本来自動車税の調定額として集計されるべき金額が、統計資料上は自動車取得税として集計されてしまっている。

平成 26 年度について、上記のような入り繰りの金額の集計を依頼した結果、全部で 6 件、94,000 円あった。金額は僅少であるが、統計資料の正確性を期すため、このような入り繰りを補正する必要がある。

(5) 付加物調査の調査対象者について（指摘事項）

自動車取得税の課税標準には車両本体のほか付加物（ラジオ、ヒーター、クーラーその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物）を含めることになっているが、付加物の範囲が比較的複雑なため、付加物の誤申告が生じる可能性がある。県では誤申告を防ぐ目的で、一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販協会」という。）の栃木県支部会員の新車販売業者へ現地調査に行っている。

しかし、自販協会栃木県支部の会員はディーラー系の 34 社（平成 26 年 7 月 1 日時点）のみであり、独立系の新車販売業者（サブディーラー）や県外に拠点を置く新車販売業者は調査対象者から外れてしまっている。

自販協会会員の申告は自販協会栃木県支部の登録業務代行センターが代行しており、付加物の範囲に対する見解は統一されているものと推測されるため、会

員の申告については誤申告のリスクは比較的高くないと思われる。むしろ独立系の新車販売業者の方が見解の統一が図られておらず誤申告のリスクが比較的高いと考えられる。

現状では自販協会会員に対して3～4年ごとに巡回して調査を実施しているが、まだ調査を実施していない独立系や県外の新車販売業者に対して調査を実施した方が調査の実効性を高められるはずであり、調査範囲の見直しが必要である。

7. 軽油引取税

(1) 免税軽油使用者から紛失届が提出された場合の対応について（指摘事項）

免税軽油の引き取り等に係る報告書を県がチェックをする際に、納品書や領収書を紛失した免税軽油使用者に対しては、紛失届を提出させ軽油の使用状況を口頭で確認している事例がある。

現状では、紛失届を提出した免税軽油使用者が、過去においても紛失届を提出しているか否かを把握していない県税事務所もある。

仮に頻繁に紛失届を提出する免税軽油使用者がいる場合においては、実地調査を行うことや、過去に紛失届を出しているか状況を把握できるように、免税軽油使用者証に、紛失届を提出した事実を記載するなどの措置を講ずる必要がある。

(2) 農業経営者による免税軽油の不正使用について（指摘事項）

農業を営む免税軽油使用者に対する実地調査の結果、圃場内走行用トラックに免税軽油を使用していた事実を把握した。

免税軽油を免税用途以外の用途に供した場合には、軽油引取税を県に納付しなければならない。

当該事例においては、指導にとどめているが、指導にとどめる明確な根拠はなく、本来は軽油引取税を納付させるべきである。

(3) 調査結果の通知について（指摘事項）

農業を営む免税軽油使用者に対する実地調査の結果、不正使用を把握している若しくは疑わしい事例を把握しているにもかかわらず、「更正又は決定若しくは賦課決定すべきと認められない旨の通知書」を発行している。

たとえ指導にとどめ更正処分をしなかったとしても、このような免税軽油使用者に対し、上記の通知を発行することは、県が容認しているとの誤解を生じることになり、今後の指導にも影響を与えることが懸念される。

したがって、このような免税軽油使用者へは、上記通知を発行すべきではない。

(4) 調査票の統一について（意見）

免税軽油使用者へ実地調査した場合に、調査票を各県税事務所の担当者が作成しているが、調査票の様式が各県税事務所において異なる。

記載マニュアルの整備とともに調査票の様式も統一して整備すべきである。

8. 軽油引取税実額調査

平成 26 年度、栃木県税事務所において各種調査等を端緒として行った実額調査の結果は、次のとおりである。

項 目	税 額	前年度比
混和軽油・燃炭油販売	9,794,279 円	21.3 %
混和軽油・燃炭油消費	1,370,670 円	36.7 %
輸入	101 円	3.6 %
納入地誤謬	2,033,856 円	168.4 %
その他	3,216,900 円	2,530.7 %
計	16,415,806 円	32.1 %

減額更正（更正請求等）	△529,380 円	5.4 %
-------------	------------	-------

合 計	15,886,426 円	38.5 %
-----	--------------	--------

< 抜取調査 >

a. 路上抜取調査

警察署の協力を得て、路上に余裕が有る場所等において、ダンプ、トラック等から燃料をサンプル採取するとともに、購入先等について運転手から聴取するものである。

実施状況は次のとおりである。

区 分	前 期	後 期	計
調査箇所数	7 箇所	7 箇所	14 箇所
調査台数	216 台	186 台	402 台
採取サンプル数	214 件	177 件	391 件
不正軽油数	3 件	1 件	4 件
内他県分	0 件	0 件	0 件
不正率	1.4 %	0.5 %	1.0 % (H25 : 2.3%)

b. 県発注工事現場抜取調査

規模の大きな県発注工事現場において、稼働する建設機械及び出入りするダンプ等から燃料をサンプル採取するとともに、購入先等について現場代理人から聴取するものである。

実施状況は次のとおりである。

調査箇所数	採取サンプル数		不正軽油数		不正率	
	車 両	重 機	車 両	重 機	車 両	重 機
26 箇所	9 件	24 件	0 件	0 件	0.0 % (H25 : 0.0%)	0.0 % (H25 : 3.9%)

c. 事業場内抜取調査

事業者（砕石事業者）の協力を得て、同事業者の事業所敷地内において、出入りするダンプ等から燃料をサンプル採取するとともに、購入先等について運転手から聴取するものである。

実施状況は次のとおりである。

調査事業者数	採取サンプル数	不正軽油数	不正率
18 箇所	125 件	1 件	0.8 % (H25 : 0.9 %)

d. 大口需要家調査

軽油を大量に消費する需要家に臨場してサンプル採取するとともに、不正軽油抑止策として撲滅に係るPRを行うものである。

実施状況は次のとおりである。

調査需要家数	採取サンプル数	不正軽油数	不正率
187 箇所	143 件	1 件	0.7 %

<他県からの発見通知による調査>

他県の調査において不正軽油が発見されたもののうち、課税権が栃木県にあると思われるものについては税務課を通じて通知があり、通知に基づき調査を行ったものである。

通 報	茨城県	2 件
-----	-----	-----

<試買調査による情報提供>

資源エネルギー庁が給油所に対して行っている試買調査において、品質規格上不適合となったものについて、軽油引取税全国協議会を通じて情報提供があったものである。

情報提供数	1 件
-------	-----

<不正軽油 110 番通報>

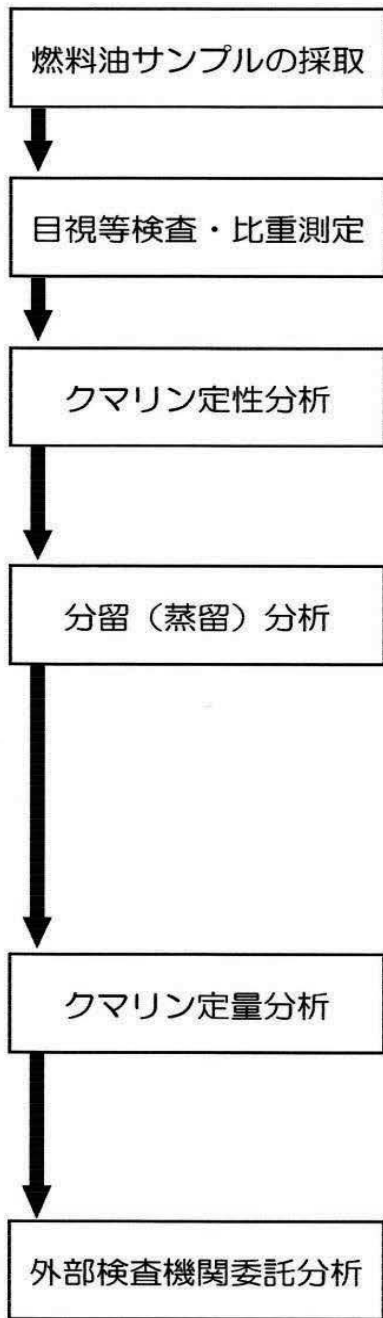
平成 26 年度中に栃木県税務所の「不正軽油 110 番」他に通報があったものである。

通 報 数	10 件
-------	------

<免税軽油事業所調査>

平成 26 年度中に調査を実施した免税軽油事業所(サンプル分析のみも含む。)である。

栃木県税務所所管	8 箇所
他県税務所所管	1 箇所
計	9 箇所



- ・路上抜取調査
- ・販売店等調査(スタンド等)
- ・需要家調査(運送会社等)

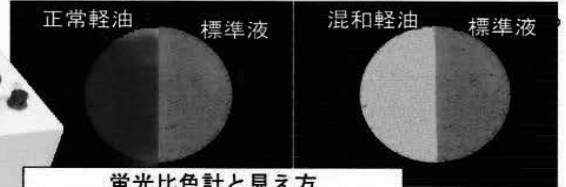


路上抜取調査

- ・外観(色)、臭気、泡切れ
- ・比重計、温度計
- ・軽油比重0.8017~0.8762

目視等検査・比重測定

- ・蛍光比色計



蛍光比色計と見え方

クマリン定性分析

- ・自動蒸留試験器
- ・90%留出温度 267°C超400°C以下

分留(蒸留)分析



自動蒸留試験器

クマリン定量分析

- ・軽油識別剤全自動測定システム
- ・分留、定性分析で疑わしい試料の場合等
- ・クマリン濃度と蛍光強度の関係からクマリンの含まれる量を算出する



軽油識別剤全自動測定システム

外部検査機関委託分析

- ・ガスクロマトグラフ分析
- ・液体クロマトグラフ分析
- ・引火点試験
- ・硫黄化合物の詳細分析等

※1) 分析の順序は固定ではない。また、採取試料の全てについて全部の分析をするものではない。

※2) クマリンは、H3.3.27から、脱税防止のための識別剤として、灯油、A重油に、製油所等の出荷時に添加されている。

地方税法上の軽油規格(いわゆる「軽油4項目」)

項目	規格	規定条項	規定の趣旨	摘要
比重	炭化水素油 0.8017を超え 0.8762まで	法第700条の2 1項1号	揮発油の除外	同体積の15°Cにおける試料の重量と4°Cにおける水の重量の比
分留性状90%留出温度	267°Cを超え400°Cまで	令第56条 1項1号、2号	灯油の除外 重油の除外	試験油を蒸留した場合に90%以上が留出してしまう温度
残留炭素分	0.2%以下	令第56条 1項3号	重油の除外	90%を留出後の10%残油中の炭素分の残油総重量に対する百分率
引火点	130°C以下	令第56条 1項4号	潤滑油の除外	着火源を近づけて火がつく最低の温度

(1) 路上抜取調査でのビデオカメラを活用した実効性向上への期待について（意見）

路上抜取調査結果一覧を閲覧したところ、対象車両のうち警察官の制止を無視して通過し、さらに県職員による車両のナンバープレートの読み取りが出来なかった事例があった。

路上抜取調査では、通過する対象車両を複数の県職員によって目視により観察をしている。しかし、路上調査を無視して通過していく通過車両には、車間距離を短くして複数車両で通過する場合や車両のナンバープレートが汚れている等の場合があり、県職員が目視による観察にも限界がある。

県税事務所では、平成27年度よりビデオカメラを活用し車両のナンバープレートの読み取り精度を上げ、路上抜取調査を無視した通過車両への調査強化を行う予定である。ビデオカメラを活用した路上抜取調査の実効性が向上することを期待する。

(2) ガソリン車からの抜取調査について（指摘事項）

路上抜取調査結果一覧によると、路上抜取調査で、ガソリン車から燃料の抜き取りをしている案件があった。

路上抜取調査の現場では、ナンバープレートや車体形状からはディーゼル車かガソリン車かの区別がつかないこともある。案件では燃料抜き取りを行った職員の調査経験が浅く、ガソリン車であることに気づかずそのまま抜き取りをしていた。

路上抜取調査の目的は、不正軽油の販売業者や消費者等の発見や摘発であり、ガソリン車は対象にならない。調査現場では、ドライバーへの調査趣旨を十分に説明し、必要であれば車検証を確認するなどして、路上抜取調査の対象車両であるかの確認を徹底すべきである。

(3) 県外の不正軽油販売業者への対応について（意見）

路上抜取調査の結果、不正軽油の販売業者が県外事業者である可能性が高い案件があった。この案件は、販売業者の拠点がある他県の担当課へ調査結果を電話連絡し継続調査としていた。

不正軽油に関する地方税法の規定に基づく調査権限は、県内に拠点を置く事業者に限定される。販売業者が県外の場合、行政管轄権からその後の対応は他の都道府県に委ねられ、栃木県には賦課徴収権がない。

県は、不正軽油撲滅連絡協議会に参加し不正軽油防止の強化を図っている。引き続き他県の担当課と連絡を密にして課税強化をすべきである。

(4) 犯則嫌疑事件の早期犯則調査について（意見）

以前から定期的に指導を行ってきた事業者に対して、その指導から数年経過した後に犯則嫌疑事件として強制調査を実施し、更正・決定及び加算金決定処分を行った。この事業者から、処分の取り消しを求める訴えが裁判所に提起されている。犯則調査着手の時期等の具体的規定はないが、脱税の疑義がある場合には、早期に犯則調査に着手すべきである。

9. 軽油引取税免税証関係

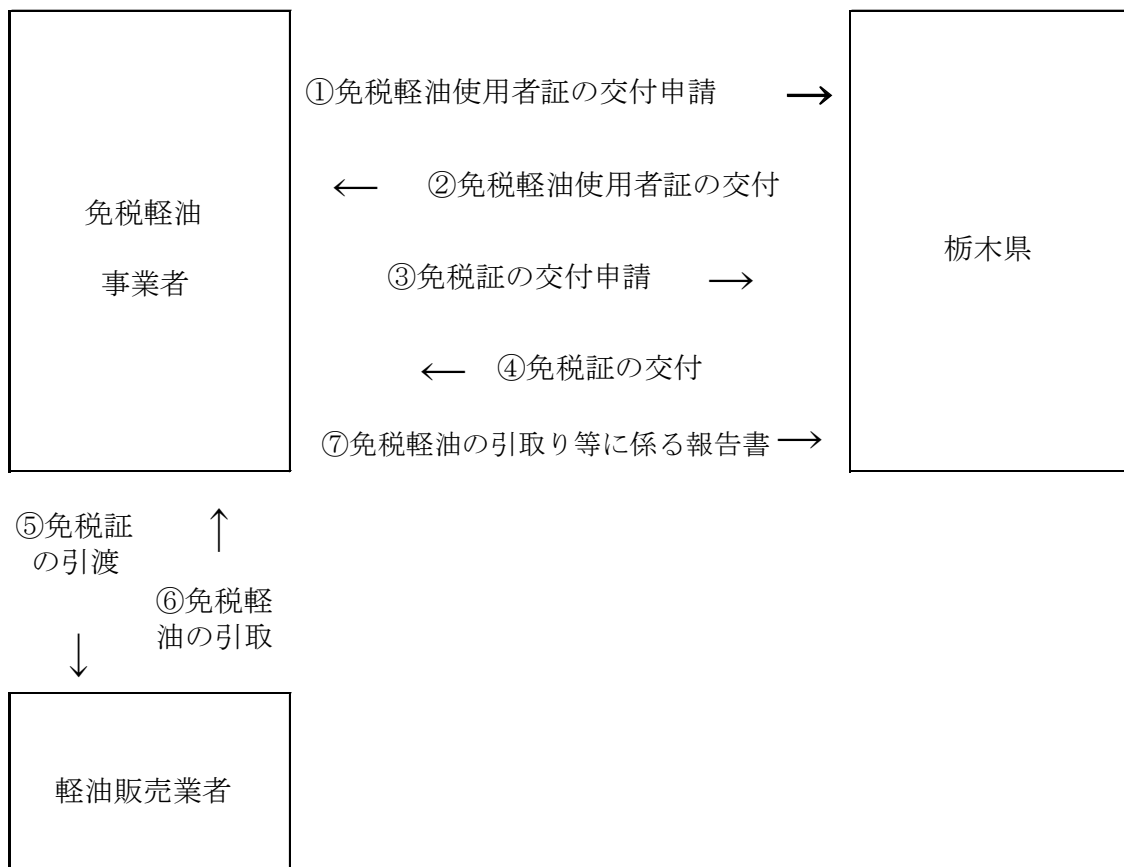
<軽油引取税免税の概要>

軽油を自動車等の燃料以外に使用する場合に、用途を限定した免税措置が法律上取られている。免税用途には、農業用、林業用、船舶用などがある。免税を受けるには、県税事務所から免税軽油使用者証の交付を受けた後に、免税証の交付を受け、軽油購入の際、軽油販売業者に免税証を提出する。これらの手続きを行うことにより、軽油が免税で購入できる。

農業用以外の免税軽油使用者は、免税軽油の引取り等に係る報告書（以下「引取報告書」という。）を月に一度提出しなければならない。

軽油引取税は、本来、道路維持等に関する目的税であったが、平成21年度に道路特定財源制度廃止に伴い目的税から普通税に改正されている。

免税軽油引取の流れは、以下①～⑦の通りである。



(1) 軽油引取税免税証を作成する専用用紙の管理について（指摘事項）

軽油引取税免税証（以下「免税証」という。）を作成する専用用紙は、免税証として記載すべき共通事項が事前に印刷された用紙である。専用用紙は、数千枚単位で県税務課から各県税事務所へ送られ保管されている。専用用紙は、使用者や登録番号、有効期限、非課税で給油可能な数量等の必要事項を免税証発行専用のパソコンで印刷し、申請のあった使用者に交付することにより免税証として有効となる。

<軽油引取税免税証を作成する専用用紙>

軽油引取税免税証
栃木県

販売業者の所在地
氏名

見本 (表面)

リットル
第 号
交付まで有効
栃木県 県税事務所

販売業者の氏名又は名称
上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。
平成 年 月 日
住所
業種名及び氏名印 見本 (裏面)

注意
1 免税証に交付印のないものは無効です。
2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。

各県税事務所では、専用用紙の入出庫記録簿が作成されておらず、専用用紙の定期的実地棚卸もされていなかった。

盗難紛失等により第三者が不正に専用用紙を入手して、有効期限等の必要事項を印刷すれば、軽油を非課税で給油することも可能となる。これらのことを防止するためにも、専用用紙の管理記録簿を設けて入出庫記録を行い、定期的実地棚卸を行うべきである。

(2) 免税軽油の利用状況が当初の使用計画と著しく異なる場合の免税証返還請求について（指摘事項）

免税証の交付を受けた者は、免税証使用期限後一定期間以内に、引取報告書を提出する必要がある。

引取報告書を閲覧したところ、船舶使用で免税証の交付を受けた者のうち、まったく免税証を使用せず、交付を受けた全ての免税証を返還した者があった。県税事務所では、農業用以外の免税証交付者へ、月に一度利用状況についての報告を求めているが、免税証の利用状況から、当初の使用計画と実績が著しく異なる場合には、その都度、免税証の返還を求めるべきである。

(3) 引取報告書未提出者への催促について（指摘事項）

免税証の交付を受けた者は、免税証使用期限後一定期間以内に未使用の免税証を添付して、引取報告書を県税事務所に提出しなければならない。免税証の交付を受けた者が翌年以降も交付申請する場合、引取報告書未提出者への免税証交付を行わない。

A 県税事務所管内の引取報告書未提出件数及び未提出件数割合の状況は、以下の通りである。

内容	件数
平成 26 年度の免税証申請件数 A	4,368 件
平成 26 年度の引取報告書提出件数 B	4,258 件
引取報告書未提出件数 $A - B = C$	110 件
引取報告書未提出件数割合 C/A	2.51%

A 県税事務所は、免税証を交付した際には、引取報告書の提出について周知・指導を徹底し、免税証交付者全員からの報告書の収受に努めるべきである。

10. 狩猟税

(1) 狩猟税の納税証紙について（意見）

狩猟税の納税証紙を他の猟友会に引き渡ししていた猟友会があった。

県においてその事実を把握したにもかかわらず、外部監査の段階では、口頭による指導にとどまり、それ以上の措置は講じられていなかった。

納税証紙が余った場合には県へ返還することが原則であり、変則的な取り扱い、県でのその後の調査に混乱を招く恐れがある。

狩猟税の税込については問題ないものの、当該猟友会に対しては、再発防止策を講じさせるべきである。

1 1. 滞納処分

(1) 「進行管理表」のアクセス制限について（指摘事項）

A 県税事務所の収税課では、自動車税以外の税目の滞納分については個人別の「進行管理表」に基づき徴収の管理を行っている。この「進行管理表」は、表計算ソフトウェアを用いて作成されているが、アクセス制限が行われていない。このため、例えば収税課以外の職員が当該管理表を閲覧、あるいは変更することも可能である。

当該管理表は、滞納の徴収管理に関する重要な情報が記載されていることから、少なくとも表計算ソフトのファイルにパスワードを設定するなどにより、閲覧や変更に関するアクセス制限を行うべきである。

(2) 滞納金整理票の作成について（意見）

滞納金整理票とは、滞納者との交渉記録や納税状況、差押状況等、滞納者の個別的な内容を記載した記録票である。県は、全ての滞納者について滞納金整理票を作成して個別に管理している。滞納金整理票は、作成者（面接を行った職員や電話連絡を行った職員）によって書き方や内容がばらばらである。また、一部の滞納金整理票は、メモ書き程度で文字も読みにくく、取扱者（作成者）の押印が統一的にされていない。

多忙な業務の一環として滞納金整理票を作成することが煩雑であることは理解できるが、後日別の職員が閲覧する場合でも、内容が明確となるように5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように）を定型化して記録に残すべきである。

(3) 滞納金整理票とともに保存する財産調査関連書類について（指摘事項）

不動産取得税の滞納案件に係る財産調査に関して、滞納者が保有する不動産の登記事項証明書が滞納金整理票とともに保存されていない事例があった。当該案件の不動産の登記事項証明書は過去に一度取得したものの、不動産に抵当権等が付いて換価価値がない等の理由から、書類の保管スペースの都合もあり、担当者の判断で廃棄したものと思われるとのことであった。なお滞納金整理票には、そのような事実を示す記録は残っていなかった。

滞納金整理票とともに保存する財産調査関連書類に関しては、統一的なルールがないことから、換価価値の有無、あるいは担当者や県税事務所によって保存の状況がまちまちである。財産調査関連書類の保管及び廃棄に関する統一的なルールを作成し、そのルールに則った保存を行うとともに、収集した書類の廃棄に際しては、その旨を滞納金整理票にきちんと記録しておくべきである。

(4) 財産調査結果の滞納金整理票への記載について（指摘事項）

B 県税事務所は、金融機関から入手した財産調査結果を約2か月間、個別の滞納金整理票への記載をしていなかった。金融機関から入手した財産調査結果を滞納金整理票に早期に記載し、徴税手続を円滑に行うべきである。

(5) 滞納処分の停止決議書の税目の誤記載について（指摘事項）

地方税法第15条の7第2項において、滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならないことが規定されている。本県ではこの通知について、県税事務取扱要領において、別記様式第94号として「滞納処分の停止決議書」が定められており、これが滞納者に送付される。

C 県税事務所において、税目として「不動産所得税」という現存しない税目名が記載された同決議書が検出された。不動産取得税の誤記載と思われるが、県税事務所保管の原紙上には、取扱者以降、リーダー、収税課長、総括補佐、所長の承認印が押印され、また発送者印も押印されていることから、そのまま滞納者に送付された可能性が高い。

今後はこのようなことのないように、厳重なチェックを行うとともに、当該決議書の法的な有効性についても再度検討する必要があるものと思われる。

(6) 自動車税の徴収率向上の取り組みについて（意見）

自動車税の催告は、平成25年度まで毎年9月に未納者へ催告書を一齐に送付していた。

平成26年度から、催告書の案内書面を県税事務所ごとにそれぞれアイデアを出し合って作成し自動車税の未納者に送付している。また、催告書の送付も1か月前倒しで行い8月中旬に送付している。自動車税の徴収率についても、各県税事務所コンテスト方式により7県税事務所で競い合っている。

県税事務所

STOP! 滞納 差押予告書

同封の納税催告書とおおり、県税が滞納となっています。
下記期限までに納税が確認できない場合、財産の調査及び差押に着手します。

納付期限:平成27年8月31日(月)

！ 財産調査・差押により、以下のような不利益を生じることがあります。！

- ・ 給料: 財産調査として勤務先に文書を送付するため、県税に滞納があることが勤務先に知られることとなります。また、差押になると、毎月勤務先からの給料(一定額控除された額)が、直接、県税事務所に支払われます。
- ・ 預貯金: 差押後は、当該口座が一時的に利用不能となります。(引落し、振替等ができない。)また、金融機関からの融資等を受けられなくなることがあります。
- ・ 生命保険: 差押後、当該保険契約を解約し、解約返戻金が滞納県税に充てられます。また、新たな保険契約ができなくなることがあります。
- ・ その他: 不動産、自動車、売掛金、出資金、各種業界保証金など、関係機関に調査をし、差押の上、公売・取立を実施します。

※ 本書の到達前に納付された場合は、行は違いますが、ご了承ください。

〒928-8504
栃木県栃木市神田町6-6
栃木県栃木県税事務所 収税課
TEL 0282-23-3411(受付時間 8:30~17:15)

平成27年8月31日

自動車税を
納付されてない
あなたへ

栃木県大田原県税事務所
栃木県大田原市中央1丁目9番9号
収税課 TEL:0287-23-4171

あなた(貴社)の納付すべき県税について、いまだ納付の確認がとれていません。
同封納付書により下記期限までにご納付ください。

納付期限:平成27年8月31日(月)

以後、納付がない場合は、滞納処分に着手しますので、ご注意ください。
なお、期日までに納付できない場合には、当所までご相談ください。

* 督促状をお持ちの方は8月29日まで、コンビニにて納付できます。

滞納処分の例

- 預貯金等の差押
- 勤務先への調査
- 自動車差押 ⇒ 引上

※本書到達前にすでに納付された場合は、滞りがない事務処理上の行き違いによるものですので、ご容赦ください。

給与差押予告

あなたが納めるべき県税につきましては、納税通知書、督促状により納付をお願いしてきましたが、未だ納付が確認できません。

下記期限までにご納付いただけない場合、あなたの勤務先に対して給料照会を行い、差押の手続きに入ります。

納付期限
平成27年8月31日(月)

※既に納付された場合は行き違いですので、ご了承ください。

〒327-8503 栃木県佐野市堀米町607
栃木県安足県税事務所 収税課 差押担当
電話 0283-23-1411

催告書

同封の納付書のとおり、県税が滞納となっています。至急、納付してください。期限までに納付がない場合には、財産を差し押えます。

期限：平成27年8月31日(月)

滞納処分の例

預貯金等	預貯金、生命保険などを差し押さえます。 ◇差し押さえた預貯金は取立て、滞納県税に充てます。 ◇差し押さえた生命保険は解約し、返戻金を滞納金に充てます。
売掛金	売掛金を差し押さえます。 ◇滞納があることが取引先に知られることになります。 ◇取引先からの売掛金が、直接、県税事務所に支払われます。
自動車	自動車の登録を差し押さえ、タイヤロックします。 ◇タイヤロックすると、自動車は使用できません。 ◇引き揚げ後売却し、代金を滞納金に充てます。
搜索	自宅・事業所を搜索し、財産を差し押さえます。 ◇財産は公売等で換値し、滞納金に充てます。

当所で納付が確認できるまでに7日～14日程度かかります。
納付されたら、必ず連絡いたします。連絡がない場合は、行き違いで差し押えになる場合もあります。
この通知は、事前に御相談いただいた方でも、未納の場合には送付させていただきますので、御了承願います。

鹿沼市今堂町1664-1
鹿沼県税事務所 収税課
0289-62-6201

督促状は確認されましたか？

法律（地方税法）では、税の公平を期するため、督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納者の財産を差押えなければならないとされています。

財産調査開始

下記期限までに納付がない場合、財産調査（銀行、勤務先などへの照会）、差押え（給与・預貯金・不動産など）を執行いたします。

期限：平成27年8月31日(月)

※延滞金は、上記の期限日で計算した額です。
※この通知の到達前に納付されている場合は、事務上の行き違いですので、御了承ください。

問合せ先 栃木県真岡県税事務所 栃木県真岡市荒町5197
電話番号 0285-82-2253
受付時間 8:30～17:15（平日のみ）

督促状は確認されましたか？

法律（地方税法）では、税の公平を期するため、督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納者の財産を差押えなければならないとされています。

財産調査開始

下記期限までに納付がない場合、財産調査（銀行、勤務先などへの照会）、差押え（給与・預貯金・不動産など）を執行いたします。

期限：平成27年8月31日(月)

※延滞金は、上記の期限日で計算した額です。
※この通知の到達前に納付されている場合は、事務上の行き違いですので、御了承ください。

問合せ先 栃木県真岡県税事務所 栃木県真岡市荒町5197
電話番号 0285-82-2253
受付時間 8:30～17:15（平日のみ）

差押準備開始

県税の滞納があります。
早急に納付してください。

- 納期限後、相当期間が経過しており、既に督促状が送付されています。
- 督促状送付後、10日を経過してもなお完納されない場合、法律によって財産の差押えが義務づけられています。
- 当所では、差押えの前段階として、**勤務先に対して給与の支払状況、取引先や預金等の調査**を開始します。
- 下記期限までに納付がない場合、通告なく財産の差押えに着手します。

期限：平成27年8月31日(月)

＜本書の到達前に納付された場合は、行き違いですので御容赦ください。＞



〒321-0974 宇都宮市竹林町1030の2
栃木県宇都宮県税事務所 収税課（8:30～17:15 土曜祭日除く）
TEL 028-626-3029・3031

差 押 予 告

同封した納付書のとおり、あなたの納付すべき自動車税が未納となっています。下記の期限までに、最寄りの金融機関等で必ず納付してください。

納付期限：平成 27 年 8 月 31 日(月)

納付期限までに納付されない場合には、勤務先や取引先、銀行への調査、または自宅や事務所の捜索を行い、あなたの財産の差押えを執行します。

差押え財産の例：給与、売掛金、自動車（タイヤロック）、預貯金、動産（テレビ等）、生命保険

【ご注意】
 ○期限までに納付できない特別な事情がある場合にはご相談ください。
 ○通知の到着前に納付した場合には、行き違いですのでご容赦ください。

〒329-2163 栃木県矢板市鹿島町 20-22
 栃木県矢板県税事務所 収税課
 TEL 0287-43-2171

このような徴税努力もあり、自動車税の徴収率は全国 47 都道府県中 4 位と上位を占めている。各県税事務所の現場でそれぞれにアイデアを出し合い、実施することは良い取り組みだと思う。今後もさらなる努力を期待する。

(7) 延滞金及び加算金の徴収管理について（意見）

D 県税事務所の収税課では、自動車税の滞納分については税務オンラインシステムのバックアップである「未納フロッピー」から出力される「滞納者別税目別集計表」に基づき、また自動車税以外の税目の滞納分については表計算ソフトウェアを用いて作成された「進行管理表」に基づき徴収の一元的な管理を行っている。

これらの帳票に記載されている滞納金額はいずれも本税のみであり、本税に係る延滞金及び加算金（以下、「延滞金等」とする。）の金額は記載されていない。このため本税が全て回収されてしまうと、たとえ延滞金等がどれだけ残っていても、これらの帳票にはリストアップされなくなってしまう。

高額の本税が滞納となり、それが長期にわたり少額で分納された場合には、延滞金等も相当の高額となったり、中には完納された本税の額を上回るケースもあることから、往々にして延滞金等も滞納となりがちである。

延滞金等には延滞金がかかることはないため、本税の回収を優先すべきことは当然ではあるが、滞納の管理・徴収は、本税のみならず延滞金等も含めて行う必要がある。「滞納者別税目集計表（内訳）」も活用し、延滞金等についても本税と同レベルの徴収管理を行うべきである。

(8) 複数の県税事務所が徴収権を有する滞納税額の一元化について（指摘事項）

① 概要

県税の徴収権は、栃木県県税条例に基づき各県税事務所長に権限が委任されている。滞納税額が生じた場合には、その税額が生じた時期に管轄する県税事務所長が徴収権を有することになる。それゆえ、滞納者が住所変更をした場合で複数の滞納がある場合には同じ滞納者に対して複数の県税事務所長が徴収権を有することになる。

このような場合、県税事務所長から他の県税事務所長にその徴収権を引き継ぎすることができることになっている。しかし、県では以下の理由により別の県税事務所長への引き継ぎを積極的には行っていない。

(i) 各県税事務所の調定額や徴収率の集計への対応

県税事務所間の引き継ぎを行うと、各県税事務所の調定額や徴収率の再集計を実施する必要性が生じてくるが、現在の税務オンラインシステムでは対応ができず根本的なプログラムの作りこみが必要となってしまう。

(ii) 課税情報の県税事務所間のデータ引き継ぎ

県税事務所間の引き継ぎを行うと、該当する滞納税額の課税情報のデータ引き継ぎ（データ閲覧権限の移行等）が必要となってくるが、税務オンラインシステムでの対応ができていない。

(iii) 県税事務所間の担当者の引き継ぎ

県税事務所間の引き継ぎを行うと、現在までの納税指導状況について担当者間の引継作業が必要となる。県では引継業務を行うのであれば、複数の県税事務所で徴収業務を重複して実施することが業務の効率性が高いと判断している。

平成27年9月時点の複数の県税事務所が徴収権を有する滞納税額は以下のとおりである。

<複数の県税事務所が徴収権を有する滞納税額>

（平成27年9月時点：税務オンラインシステム上で把握しているもの）

（単位：千円）

県税事務所	対象者数	金額
宇都宮県税事務所	51	6,675
鹿沼県税事務所	19	1,507
真岡県税事務所	15	2,324
栃木県税事務所	26	1,267
矢板県税事務所	24	62,188
大田原県税事務所	21	5,532
安足県税事務所	10	4,390
合 計	166	83,883

(単位：千円)

県税事務所	対象者数	金額
2か所の県税事務所で重複	74	79,058
3か所の県税事務所で重複	6	4,825
合計	80	83,883

3か所の県税事務所で重複している滞納税額の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏
宇都宮	718	156	201	32	45	
鹿沼						5
真岡	1,257			96	32	
栃木						64
矢板	52	341	25	76	64	
大田原		1,296	278			87
合計	2,027	1,793	504	204	141	156

(注) 上記のうちA氏、B氏、C氏は、徴収金の徴収について便宜を有する県税事務所に徴収の引き継ぎをして滞納整理を実施している。

なお、上記の件数は税務オンラインシステム上で把握できているものの件数のみである。それ以外にも、個人県民税と個人県民税以外の県税との名寄せができていない。また、同一納税者ではあるが複数の個人として税務オンラインシステム上認識しているものについては、県税事務所間で重複している滞納税額として一括管理できていない。

② 指摘事項

複数の県税事務所が収税業務を実施しているものについて、その徴収履歴を比較したところ以下のとおりであった。

- ・ 同一時期の財産調査の実施
- ・ 同一時期の催告書や財産差押予告書の送付
- ・ 県税事務所間で連絡を取り合うようにしているとのことであるが、連絡はまれに行われているのみで頻繁な情報交換は実施されていない。
- ・ 県税事務所で給与差押として対象企業との交渉を実施した後、別の県税事務所が当該企業に対して給与照会を行っている。
- ・ 県税事務所で財産差押を実施し、納税者との納税交渉を実施した後に別の県税事務所が財産差押予告通知を発送している。
- ・ 県税事務所で分納納付の話を進めている中、別の県税事務所では催告書の発送にとどまっている。

納税者や給与差押となる対象事業者等からすると、同じ県税であるにもかかわらず複数の県税事務所との対応となり混乱が生じてしまう。また、納税者の資力が乏しい場合には分納による納税指導を行なっているが、交渉している県税事務所が徴収権を有する納税額のみでの指導にとどまっており、納税者からすれば県税事務所との交渉は済んでいると勘違いしてしまう可能性もある。

それゆえ、県税事務所間で重複する滞納税額については 1 つの県税事務所に集約して徴収業務を実施すべきである。特に滞納が長期化しているものについては、積極的に徴収業務を集約していくべきである。

(9) 名寄せ統合の強化について（意見）

① 概要

現在、複数の県税事務所にまたがる滞納税額があるもので税務オンラインシステム上名寄せできていないものは以下のとおりである。

(i) 個人県民税と個人県民税以外の県税

個人県民税の徴収権は市町にあることから、滞納税額の詳細の管理は市町が行っている。県では滞納金額の総額を把握するのみで個別詳細の管理は行っていない。

県が市町に代わって徴収及び滞納処分を実施する際には、その対象となる情報のみを市町から入手しており、地方税協働徴収担当が個別に管理し税務オンラインシステムとの紐付を行っていない。

そのため、個人県民税と個人県民税以外の県税で複数の県税事務所にまたがっていても税務オンラインシステム上でそれを確認することはできない。

(ii) 名寄せができておらず、同一納税者ではあるが、複数の個人としてシステム上認識しているもの

誤って同一人物として認識してしまうと、個人情報漏えいするリスクがあることから、完全に一致することが明らかである場合を除きそれぞれ別々の納税者として税務オンラインシステムの登録を行っている。それゆえ、以下のような場合（特に自動車税が多い）には別々の納税者として登録が行われる。

- ・ 戸籍上の漢字と省略した漢字の違い
- ・ カナ書きでの濁点の有無
- ・ 大文字小文字の違い
- ・ 住所の記載が丁目番地とハイフン記載の違い 等

税務課では、各県税事務所で統合対象があるか確認したうえで名寄せの統合を行うため、年 3 回（7 月、11 月、3 月）「名寄せ統合検討一覧」を出力し、各県税事務所に対して配付している。

「名寄せ統合検討一覧」を閲覧したところ、そのほとんどが瞬時に同一人物であると考えられるものであった。

しかし、実際には以下の理由から県税事務所では当該資料を受け取りそのままファイリングするにとどまっている。

(イ) 同一人物であることを完全に特定するには労力がかかる

過去の事例として義理の姉妹が同住所で同姓同名だが違う納税者であったケースがあり、同一人物であることを完全に特定するには労力がかかってしまう。

(ロ) 個人情報の漏えいリスク

「名寄せ統合検討一覧」の件数は、各県税事務所で数千件に及び、その中のほとんどが名寄せ可能であると考えられるが、確率が低いものの(イ)のようなケースも起こりうることから完全に名寄せを行うことは困難である。仮に誤って名寄せ統合してしまった場合には個人情報を漏えいしてしまう恐れがある。

(ハ) 名寄せ統合処理の事務処理の非効率性

名寄せ統合するには、端末で1つ1つ名寄せ統合の入力処理が必要となる。入力数は各県税事務所で数千件に及ぶことから、その処理を行うには相当な時間を要することとなり非効率である。

② 意見

現状は、名寄せ統合の一致の完全性を重視して名寄せ統合があまり行われていない。そのため、端末のデータは実際の納税者よりもかなり多く登録がなされておりデータベースとして不完全な状態にある。マイナンバー制度の有効活用により名寄せ統合の強化を図るべきである。

(10) 収税業務での名寄せ統合の強化について (意見)

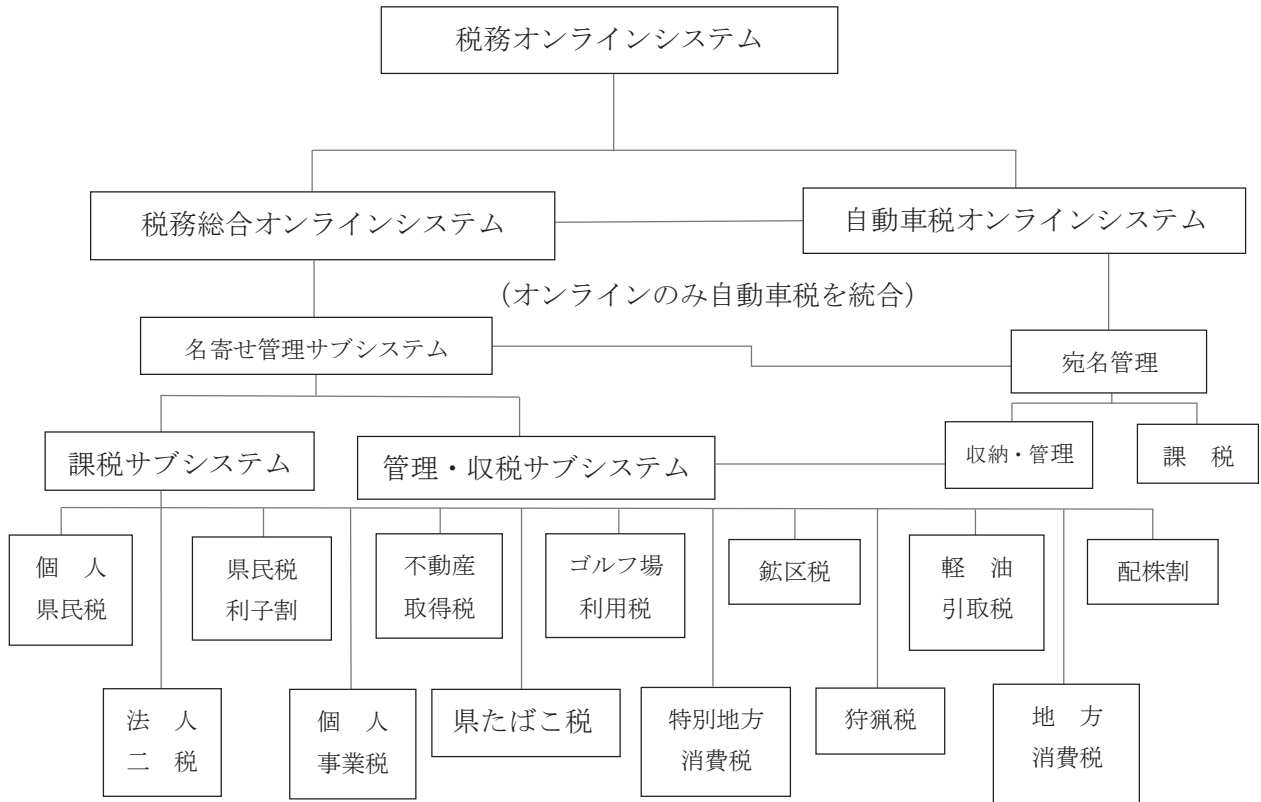
名寄せの統合が行われずかつ税務オンラインシステムで紐付ができていない場合、別々の納税者として登録が行われる。滞納者が住所変更し県税事務所の管轄が変更された場合、複数の県税事務所で同一の滞納者に対して徴収権を有することになる。名寄せの統合が行われていないと複数の県税事務所の滞納税額がある場合、同一の滞納者として把握することができなくなってしまう。

収税業務において、気づいた都度名寄せを実施しているとのことであるが、同一の県税事務所であれば情報も密となることから名寄せ統合はされやすい。しかし、県税事務所間で重複するものは、情報交換が密接にされなければ名寄せ統合は困難である。名寄せ統合があまり積極的に行われていないのであればなおさらである。

複数の県税事務所の滞納税額として把握できていなければ、県税事務所間での情報共有はまったく行われなくなる。また、本来共同で滞納整理ができていたものが、単独の差押に終わってしまうことこともある。それゆえ、収税業務の段階に入ったのならば、名寄せ統合の強化を図っていくべきである。

1 2. 税務オンラインシステム

<税務オンラインシステムの概要>



税務オンラインシステムは、県が自主開発した独自の税務管理システムである。課税件数が多いため、先行して自動車税オンラインシステムが昭和60年代に開発され、その後、税務総合オンラインシステムが開発された経緯がある。税務オンラインシステムを運用しているホストコンピュータは情報主管課が管理しており、県の他のシステムと共用しているものの、県の財務会計システムとはつながっていない。課税事務に必要なため、法人税情報について毎月国税庁から、また自動車登録ファイルの情報について毎月2回国土交通省からデータの提供を受けている。専用端末は約80台で、そのうち本庁の税務課内に約10台が、残りは各県税事務所及び自動車税事務所に設置され、専用回線でつながっている。ソフトウェア及び専用端末の保守業務は、専門業者に委託している。

オンラインデータは、管轄県税事務所による更新制限及び暗証番号による業務の使用制限がなされている。また、データは日々テープでバックアップが行われるほか月に1回テープに落としたデータを県外で保管している。

なお上記のオンライン業務以外に

- ・管理・収納サブシステムにおいて作成する「未納フロッピー」
- ・課税サブシステムにおいて作成する「免税証交付システム」、「法人税データ検索」及び「法人実態調査 Access 版」

を使用するオフライン業務もある。

(1) アクセスデータのモニタリングについて（指摘事項）

税務オンラインシステムの運用上、システムへのアクセスデータを7年間分保管している。税務課では、このデータを統計処理した資料を月に1回プリントアウトして、各県税事務所毎のシステムへのアクセスや業務毎の利用時間等をモニタリングしている。

しかしながら上述の統計処理は、システムの利用者毎には行われておらず、特定の個人による不正アクセスの試み等を発見することは困難である。システムへのアクセスデータを有効に活用して、利用者毎の利用状況のモニタリングを定期的に行うべきである。

(2) オフライン業務に係る利用者の制限及び利用者の記録について（指摘事項）

税務オンラインシステム以外の下記のオフライン業務については、オペレーティングソフトウェアのID及びパスワードを設定し、利用できる端末を制限している。更に「免税証交付システム」には、業務ソフトウェアID及びパスワードも設定し、利用者の制限を行っている。しかしながら、「免税証交付システム」以外の業務では、利用者の制限は行っておらず、また、「免税証交付システム」業務を含む下記の全ての業務について、利用者の記録が残っていない。

業務名	業務概要
未納フロッピー	税務オンラインシステム停止時のバックアップとして、調定・納税者単位に未納状況を検索することができるシステム。 また、徴収担当者の支援資料として広範囲な検索が行える。
法人税データ検索	国税局より提供された法人税申告書及び決議書のデータを閲覧することができるシステム。是認、更正、決定等のための資料として利用する。
法人税実態調査 Access 版	未申告法人に対する調査記録を登録するシステム。
免税証交付システム	軽油の引取り時に、軽油引取税の課税を免除する「軽油引取税免税証」を発行するシステム。

上記はいずれも極めて重要な情報を取り扱う業務であることから、税務オンラインシステムでの業務と同様、「免税証交付システム」以外の業務では、利用者の制限を行うとともに、「免税証交付システム」業務を含む上記の全ての業務についてアクセス記録を残すべきである。

(3) 税務オンラインシステムの暗証番号保護の脆弱性について（指摘事項）

① 暗証番号の解読

税務オンラインシステムへログインするには、職員 ID 等の入力ではなく、県税コードと数字の暗証番号の入力のみ必要である。暗証番号は約 300 名の職員に対して採番されており、使用できる数列に限りがある。連続して暗証番号を誤った場合のロック機能なども付いていないため、暗証番号の解読が極めて容易である。

② アクセス・コントロールの実効性

税務オンラインシステムは、アクセス・コントロールによる権限分掌を行っており、閲覧権限については県税事務所に所属する全職員の暗証番号に付与しているが、入力権限については課税課、管理課・収税課等それぞれ所属する職員の課ごとに処理可能な暗証番号を付与している。しかし、前述のとおり、暗証番号保護が脆弱なため、例えば課税課以外の職員が課税課職員の暗証番号で操作することも容易と考えられ、アクセス・コントロールの実効性も損なわれている。

暗証番号について、桁数を増やすことや職員 ID との組み合わせにするなどの対策を講じることにより、暗証番号保護の有効性を高めるとともに、アクセス・コントロールの実効性を確保すべきである。

(4) セキュリティケーブルの使用について（指摘事項）

「栃木県情報セキュリティ対策基準」では、ノートパソコンなどを机上へ固定できることと規定しているが、ノートパソコンを机上へ固定していない事務所があった。

特に個人情報も多く扱う県税事務所等においては、ノートパソコンの盗難などのリスクを避けるため、セキュリティケーブルなどを使用し、物理的なセキュリティを強化すべきである。

(5) 承認の無効化について（指摘事項）

例えば、税務オンラインシステムから出力される個人事業税の計算書には上席者が承認印を押印しているが、税務オンラインシステムには電子承認などの機能が付されていないため、書面での承認後もシステム数値の変更が可能である。さらに、変更履歴も残らないため、事後的な牽制機能もない。

現状では承認による内部統制を無効化する余地があるため、今後は、変更履歴の確認による事後的な牽制機能の構築や電子承認を採用することなども検討すべきである。

1 3. 県税の納付方法

(1) 県税の納付方法の多様化について（指摘事項）

県においては、現在クレジットカードによる県税の納付は導入されていない。

他の地方公共団体においては、一部の税目についてはあるが、既に導入されているところもあり、また、国税についても導入が検討されている。

県においては、自動車税についてコンビニでの納付が導入されているのみである。

徴収率アップのためには、納付方法の多様化を図ることは重要である。

クレジットカードによる納付の導入や、コンビニでの納付税目の拡大については、ぜひとも検討すべき課題である。

1 4. 文書管理

(1) 保管庫及び倉庫で保管される文書のリストについて（指摘事項）

保管されている税務関係書類のリストが作成されていない。

税務関係書類は、機密保持の重要度は極めて高い書類であるが、現状では、どのような書類が何冊あるのか明確に把握されておらず、紛失等があった場合には、その把握は困難である。

また、保管年限を過ぎた書類は年に一度溶解又は裁断処理されているが、保管書類のリストが作成されていない状況では、溶解又は裁断処理すべき書類が、すべて溶解又は裁断処理されたかを把握できない。

保管書類のリストを作成し、定期的に書類の現物確認をすべきである。

(2) 県税事務所内の保管庫について（指摘事項）

県税事務所内の保管庫（鍵の保管庫も含む）で、鍵がかけられないようになっている事務所もあり、個人情報を含む書類の保管について、十分注意する必要がある。

事務所全体について警備の外部委託を行ってはいるが、最低限、就業時間外は鍵をかけておくべきである。

(3) 保管倉庫の鍵の管理簿について（指摘事項）

保管倉庫の鍵は、金庫内に保管されているが、鍵の管理簿が作成されていない。

税務関係書類の機密性を考慮するならば、倉庫の鍵をいつ誰が持ち出し、返却したかの管理簿を作成する必要がある。

(4) 倉庫の予備の鍵の保管について（指摘事項）

倉庫の予備の鍵が、通常の鍵と同じ金庫に保管されている事務所もある。

税務関係書類の機密性を考慮するならば、予備の鍵は、別の場所で保管する必要がある。

(5) 滞納処分の停止や不納欠損処理の際に収集した資料について（指摘事項）

滞納処分の停止や、不納欠損処理の際に収集した資料のように個人情報に記載されたものについて、現状では、その都度担当者がシュレッダー処理しているが、他の税務関係資料と同様に、溶解又は裁断処理し個人情報の保護に努めるべきである。

V. まとめ（意見）

指摘事項及び意見の要約

指摘事項として47項目、意見として22項目を述べた。

（個人県民税）

- （1）地方税協働徴収担当業務について（指摘事項）
- （2）個人住民税徴収業務における県と市町の協力強化について（意見）
- （3）特別徴収の一斉指定への対応について（意見）

（法人県民税・事業税）

- （1）税務オンラインシステムへの入力及びチェックについて（指摘事項）
- （2）「是認更正決定調査票」等の是認か否認かの判定について（指摘事項）
- （3）更正の未実施について（指摘事項）
- （4）納税者に対する自主申告の催告手続等について（意見）
- （5）未申告法人への対応について（指摘事項）
- （6）大型商業施設で営業する法人の未登録調査の継続実施について（指摘事項）
- （7）保養所を取得した法人に対し、法人県民税を課税留保した案件について（指摘事項）
- （8）事業者登録調査の経緯、結論及び記録保存について（意見）
- （9）新規法人事業所把握において、内容に疑義のあるものに対する現地調査の必要性について（意見）
- （10）電気供給業を行う法人の法人事業税の申告について（意見）
- （11）医療法人等の調査について（指摘事項）
- （12）自主決定法人の更正処分について（意見）
- （13）D県税事務所からE県税事務所への調査案件の引き継ぎについて（指摘事項）

（個人事業税）

- （1）個人事業税の判定について（指摘事項）
- （2）対象事業の解釈について（指摘事項）
- （3）照会の十分性について（指摘事項）
- （4）所得内容の確認について（指摘事項）
- （5）国税連携データの抽出漏れがある可能性について（指摘事項）
- （6）業務フローの統一について（指摘事項）
- （7）電算システム等の有効活用について（指摘事項）

（不動産取得税）

- （1）不動産取得税の減免制度の広報について（指摘事項）
- （2）不動産取得税の時効について（意見）

(ゴルフ場利用税)

- (1) ゴルフ場（特別徴収義務者）に対する交付金について（意見）
- (2) 「ゴルフ場利用料金等変更予定届出書」の提出がない場合の更正について（指摘事項）
- (3) ゴルフ場利用税の更正について（指摘事項）
- (4) 調査結果の通知について（指摘事項）
- (5) 調査票の記載について（指摘事項）
- (6) 調査票の統一について（意見）

(自動車取得税・自動車税)

- (1) 自動車税減免の継続について（意見）
- (2) 減免申請に必要な書類の不備について（指摘事項）
- (3) 自動車税減免の手続きについて（意見）
- (4) 統計資料の入り繰りについて（指摘事項）
- (5) 付加物調査の調査対象者について（指摘事項）

(軽油引取税)

- (1) 免税軽油使用者から紛失届が提出された場合の対応について（指摘事項）
- (2) 農業経営者による免税軽油の不正使用について（指摘事項）
- (3) 調査結果の通知について（指摘事項）
- (4) 調査票の統一について（意見）

(軽油引取税実額調査)

- (1) 路上抜取調査でのビデオカメラを活用した実効性向上への期待について（意見）
- (2) ガソリン車からの抜取調査について（指摘事項）
- (3) 県外の不正軽油販売業者への対応について（意見）
- (4) 犯則嫌疑事件の早期犯則調査について（意見）

(軽油引取税免税証関係)

- (1) 軽油引取税免税証を作成する専用用紙の管理について（指摘事項）
- (2) 免税軽油の利用状況が当初の使用計画と著しく異なる場合の免税証返還請求について（指摘事項）
- (3) 引取報告書未提出者への催促について（指摘事項）

(狩猟税)

- (1) 狩猟税の納税証紙について（意見）

(滞納処分)

- (1) 「進行管理表」のアクセス制限について（指摘事項）
- (2) 滞納金整理票の作成について（意見）
- (3) 滞納金整理票とともに保存する財産調査関連書類について（指摘事項）

- (4) 財産調査結果の滞納金整理票への記載について（指摘事項）
- (5) 滞納処分の停止決議書の税目の誤記載について（指摘事項）
- (6) 自動車税の徴収率向上の取り組みについて（意見）
- (7) 延滞金及び加算金の徴収管理について（意見）
- (8) 複数の県税事務所が徴収権を有する滞納税額の一元化について（指摘事項）
- (9) 名寄せ統合の強化について（意見）
- (10) 収税業務での名寄せ統合の強化について（意見）

（税務オンラインシステム）

- (1) アクセスデータのモニタリングについて（指摘事項）
- (2) オフライン業務に係る利用者の制限及び利用者の記録について（指摘事項）
- (3) 税務オンラインシステムの暗証番号保護の脆弱性について（指摘事項）
- (4) セキュリティケーブルの使用について（指摘事項）
- (5) 承認の無効化について（指摘事項）

（県税の納付方法）

- (1) 県税の納付方法の多様化について（指摘事項）

（文書管理）

- (1) 保管庫及び倉庫で保管される文書のリストについて（指摘事項）
- (2) 県税事務所内の保管庫について（指摘事項）
- (3) 保管倉庫の鍵の管理簿について（指摘事項）
- (4) 倉庫の予備の鍵の保管について（指摘事項）
- (5) 滞納処分の停止や不納欠損処理の際に収集した資料について（指摘事項）

今回の包括外部監査は、県民にとってより身近な存在である県税の賦課徴収事務をテーマとしたが、県の財政状況が厳しい中、県税の徴収強化をはかることは、重要な課題である。

しかしながら、県税の徴収率は全国 47 都道府県中 44 位と下位にある。

ここ 5 年間の徴収率の推移

平成 22 年度	94.9%	全国 46 位	うち個人県民税	89.4%	全国 46 位
平成 23 年度	94.9%	全国 46 位	〃	89.2%	全国 46 位
平成 24 年度	95.4%	全国 45 位	〃	89.8%	全国 47 位
平成 25 年度	96.0%	全国 45 位	〃	90.6%	全国 46 位
平成 26 年度	96.7%	全国 44 位	〃	91.4%	全国 47 位

この数値を見てもわかるとおり、個人県民税の徴収率の低さが、全国順位を押し下げている最大の原因である。

県としては、個人県民税の徴収率の低い原因をきめ細かく分析し、それに見合った対策を立てる必要がある。

徴収については、各市町と一体となつての徴収強化、特別徴収の拡大、納付方法の多様化等が考えられる。

また、栃木県民の納税意識をより高めるためには、広報活動に工夫を凝らしたり、租税教育のより一層の充実なども必要である。

徴収の強化という点では、「地方税協働徴収担当」を設置し、徴収困難事案などを各市町から引き継ぐことで徴収強化を図り、一定の成果を出すことができた。

地方税協働徴収担当の平成 26 年度の徴収額は、各市町から引き継いだ個人住民税約 9 億 9 千 7 百万円のうち 3 億 4 千万円と前年度に比べ 1 億 3 千万円増加した。

また、平成 27 年度から給与支払者を特別徴収義務者として一斉指定することで、給与天引きにより特別徴収を推進することとした。

しかしながら、他の都道府県においても同様の努力をしており、県の個人県民税徴収率は毎年上がってはいるが、全国順位では下位に低迷している。

したがって、全国順位を上げるためには、県としてもこれまで以上の努力を必要とする。

この包括外部監査報告書を受け、上記事項に真摯に対応し、公平かつ公正及び効率的かつ効果的に、県税の賦課徴収事務にあたることを期待するものである。